

# 減免の対象となる範囲

## ◆身体障害者手帳   が該当する範囲

障がいの区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
下肢不自由						
体幹不自由						
視覚障害						
聴覚障害						
平衡機能障害						
音声機能障害			※			
上肢不自由						
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能					
	移動機能					
心臓機能障害						
じん臓機能障						
呼吸器機能障						
ぼうこう・直腸機能障害						
小腸機能障害						
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能不全						
肝臓機能障害						

[注]

2つ以上の障がい区分に重複して障がいを有する方は、個々の障がい区分について、いずれかが   の等級に該当することが必要になります。

※ 喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限りです。（身体障害者手帳等に喉頭摘出による旨の記載がない場合、福祉事務所の長、十勝総合振興局長又は町村長の証明書を添付してください）

## ◆戦傷病者手帳   が該当する範囲

障がいの区分	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症	第4項症	第5項症	第6項症	第1款症	第2款症	第3款症
下肢不自由										
体幹不自由										
視覚障害										
上肢不自由										
聴覚障害										
平衡機能障害										
音声機能障害			※							
心臓機能障害										
じん臓機能障										
呼吸器機能障										
ぼうこう・直腸機能障害										
小腸機能障害										

## ◆療育手帳【A・B】

## ◆精神障害者保健福祉手帳【1～3級】